年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

沖縄厚生年金 事案 501

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月1日から同年12月31日まで

② 昭和48年1月1日から49年5月31日まで

申立期間①について、A社を退職後、B社に転職するまで4か月間の厚生年金保険の記録が無いが、私の記憶では、何日か又は何十日かの空白であったと思うので調査してほしい。

申立期間②について、B社を退職した後、C社に転職するまで1年5か月間と長期間にわたり厚生年金保険の記録が無いが、私の記憶では、何日か又は何十日かの空白であったと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

A社に係る商業登記簿によると、同社は平成8年11月30日に解散しており、同社の元役員から申立人の勤務実態について回答を得られない上、元同僚からも申立人の同社における勤務期間について証言を得られない。

また、申立期間①当時の社会保険事務担当者は、「A社では、厚生年金保険に加入中の者を途中で被保険者の資格を切るようなことはしていないし、厚生年金保険に加入している間はきちんと保険料は控除していた。」としている上、複数の同僚は、同社における自身の厚生年金保険の加入期間と勤務期間は一致していると供述している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入期間は、昭和 45 年 3 月 1 日から 46 年 8 月 31 日となっており、当該期間は厚生年金保険の加入期間と合致している。

なお、申立人の厚生年金保険被保険者台帳におけるA社に係る被保険者 資格記録はオンライン記録と一致している。

2 申立期間②について

B社は、平成14年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②当時の同社の元役員は、「B社は、現在、営業活動を一切行っていない。」としている上、同元役員は、「B社の帳簿や名簿等の書類は全て残っていない。」としていることから、申立人の勤務期間について確認できない。

また、上記の元役員から申立人の勤務実態について証言を得ることができない上、元同僚からも申立人のB社における勤務期間について証言を得られない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票における資格記録はオンライン記録と一致しており、同原票の記録から、申立人の資格喪失日から 18 日後である昭和 48 年 1 月 19 日に申立人の健康保険証が社会保険事務所(当時)に返納されていることが確認できる。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。